

業法所管課から

福岡県

吉田 俊彦



昨年四月の人事異動で建築都市部建築指導課勤務となりました。それ以前は議会事務局に三年程勤め、本会議や委員会等議会事務に従事しておりました。県職員の在職期間が二十五年を超えることとなりますと大体の手続や順序についてある程度の見通しがつくようになりますので、発令は任命権者を異にするので、まず議長の出向辞令、その後知事部局の受け入れ、それから任命辞令が出るのだ、赴任期間が七日あるので赴任日の打ち合わせが必要だ、引き継ぎの時期、挨拶まわり等の段取りをし、まずは予定通り無事終了と安堵したのも束の間でした。

赴任一日目から驚いたことは電話を受ける回数が多いことです。議会用務の場合、県会議員九十名、議会事務局職員五十名、会派職員等で関係者の範囲が限られており、電話音声で相手方の名前も大体察しがつくほどであったのですが、ここではそれが通用せず、県

内業者五千、主任者登録二万件を超え、関係機関との連絡等一日中電話でのやりとりが大きな部分を占めることがあるのは、ただ啞然とするばかりです。

これでは、押されるばかりですので、こちらの体制を確立しないことにはどうにもならないと考え、身近かな実務の習得から入ることとし、老身（骨ではない）に鞭打ち、心構えを建て直すことにしました。

まず、この部は始めてであり、イメージとしては都市計画、公園、都市の個性と景観といった漫然としたものでした。ところが、前任係長の引継ぎで、宅建、抜き、OA、業法など、流暢で豊富な用語に意味も分からず、ただただ聴き流す有様に、申し訳なく恐縮しました。

幸い係員五名（うち庶務担当一名）は二三年前のベテラン揃いでありますのでその協力を得て、建設省主催の会議、機構の研修会、紛争窓口相談の応対検討委員会に積極的に参加させていたっており、また、免許交付時業者講習や不動産公正取引協議会に出て、そこで頂いた名簿を頼りに実務情報を集めるよう努めています。

次に、メモを採ることが役立つのではないかと始めました。以前から仕事上習慣になる

ようしていましたが、この職務には特に必要を感じたのです。業者については、早口、立て板に水を流す調子で窓口においてしゃべりますから、ポイントを把握めぬまま、一時間も二時間も止まるところがありません。そのために、実際数百万、数千円分の宅地建物の売買営業行為が背景にあることもありましようが、口を挿し挟む間を探すのも容易ではありません。また、消費者については、實際身の回りに起きた問題であり、当事者であるため、また、あちこち相談をして窓口に来られる方が多く、相談内容を整理するのに相当に手間取ることとなります。手許に、東京都作成「宅地建物取引に係る紛争相談票」があったので、まず相談者自ら筆をとってこれに記入していただき相談内容を明らかにするという方針で臨むこととしました。

そしてちょうど世はまさに国際化、情報化、高齢化時代として、これが行政にも色濃く反映している訳ですが、昨年从今年にかけ五月六日の不動産指定流通機構の発足、九月一日免許登録事務のOA化、従業者研修登録制度の開始など不動産業の近代化への基盤整備の時期に当たり、これが軌道に乗るよう皆で努力していきたいと考えております。

県庁の前には十日恵比須神社があり、一月

十日前後は道路の交通規制し、昔なつかしい
テントに電球という店でにぎわっております。
笹を持った人々が足繁く往来していますが、
この時期は、椎の実、イカ焼き、天津甘栗焼
トウモロコシと、暫時、地価問題、食糧問題
を忘れさせるほどのです。今度、米福の折はお
立ち寄りください。ではさようなら。

(福島県建築都市部建築指導課

不動産係長)

